

上下水道料金改定モデルパターン合計比較表

モデルパターン	現行	①	②	③	④	備考		
	基本水量10m ³	基本水量5m ³ 案		基本水量「0m ³ 」廃止案				
水道	-	A-2案		B-追加案				
下水道	-	A-10案	A-4案	B-2案	B-3案			
使用水量	料金	現行料金に対する増減額				案間格差(最大)		
現行基本水量内	0m ³	1,920円	-70円	-250円	-250円	-120円	180円	
	1m ³				-170円	-55円	115円	
	2m ³				-90円	10円	100円	
	3m ³				-10円	75円	85円	
	4m ³				70円	140円	70円	
	5m ³				150円	205円	55円	
	6m ³				50円	-110円	230円	380円
	7m ³				170円	30円	310円	305円
	8m ³				290円	170円	390円	230円
	9m ³				410円	310円	470円	160円
10m ³	530円	450円	550円	530円	100円			
従量料金	20m ³	4,220円	630円	650円	650円	630円	20円	
	30m ³	6,920円	730円	850円	750円	730円	120円	
	40m ³	10,420円	830円	1,050円	850円	830円	220円	
	50m ³	13,920円	930円	1,250円	950円	930円	320円	
	100m ³	34,920円	1,430円	2,250円	1,450円	1,430円	820円	
現行基本水量内格差	なし	600円	700円	800円	650円			
少量使用者への配慮	0m ³	負担差なし 0円	70円値下げ 値下幅小さい	250円値下げ 値下幅大きい	250円値下げ 値下幅大きい	120円値下げ 値下幅小さい		
	1~5m ³		差なし(少量使用者へ配慮) 0円		差 320円	差 260円		
	6~10m ³		大きい 480円	大きい 560円	小さい 320円	小さい 260円		
	対象者		10m ³ 以下	5m ³ 以下	5m ³ 以下	配慮なし	配慮なし	
改定率	5m ³	-	-4%	-13%	8%	11%		
	10m ³	-	28%	23%	29%	28%		
	20m ³	-	15%	15%	15%	15%		
水道	初年度収入見込	-	2,279,992千円		2,287,251千円			
	5年後収入見込	-	2,237,892千円		2,245,468千円			
	収支差	-	-42,100千円		-41,783千円			
	初年度資金残高見込	-	11,777,053千円		11,784,312千円			
	5年後資金残高見込	-	12,049,436千円		12,143,624千円			
下水道	初年度収入見込	-	1,370,536千円	1,376,766千円	1,403,224千円	1,400,239千円	※R2.3.31現在の資金残高から起算してR2年度の資金減少見込みが今後も5年間続くと仮定して試算	
	5年後収入見込	-	1,334,491千円	1,347,487千円	1,397,522千円	1,394,826千円		
	収支差	-	-36,045千円	-29,279千円	-5,702千円	-5,413千円		
	初年度資金残高見込	-	496,936千円	503,166千円	529,624千円	526,639千円		
	5年後資金残高見込	-	460,891千円	473,887千円	523,922千円	521,226千円		
水道、下水道合計 でみた分析	10m ³ 以下の少量使用者への配慮は、基本料金への転嫁及び11m ³ 以上の従量料金に転嫁される。	5m ³ 以下の少量使用者へ配慮するため、基本料金への転嫁及び6m ³ 以上の従量料金に転嫁される。		特定の使用者への配慮はないため、受益者負担原則となる。				
水道の改定目的	-	水道事業経営戦略:基本水量内使用者は増加傾向にあり、使用水量の少ない世帯にも同一の負担を求めている不公平性を解消していく必要がある。 「三田市上下水道事業経営戦略」の策定に向けた意見書:基本水量内の増加要因や使用世帯構成等を把握し、「10m ³ /月」から「0m ³ /月」あるいは「5m ³ /月」に引き下げることが望ましいとある。 ↓ 人口構成の変化による単身世帯の増加や節水機器の普及で、現行の基本水量内(10m ³)の少量使用者が増加傾向(H21 19.1%→H30 23.2%)にある。また、1カ月あたりの1人の平均使用量は6.8m ³ となっている。 使用水量の少ない世帯(6m ³ ~10m ³)の生活実態に即した公平な料金改定が必要。(結果として値下げ)						
水道改定案の特徴	-	基本水量(10m ³ →5m ³)の設定は、使用水量の少ない世帯の生活実態に即したものであり、使用水量に関わらず基本水量内で同一料金という不公平性の一定の解消が図れる。 基本水量(5m ³)を設定することで、「少量使用者への配慮」(低廉な価格設定)が継続し、少量使用者(5m ³ 以下)への負担軽減ができる。		基本水量を廃止することで、少量使用者(5m ³ 以下)への負担軽減の配慮は無くなる(1m ³ から使用した水量に応じて料金が発生する)。				
下水道の改定目的	-	上下水道事業経営戦略策定懇話会意見書 : 将来資金不足が生じることから、将来に過度な負担を回避するため値上げを検討することが適切である。 ↓ 事業運営資金の確保・基本水量制の見直し・世代間負担が公平な将来へ向けた資金の確保(値上げ)						
下水道改定案の特徴	-	基本水量制に係る分は水道(上記)と同じ 5年間の事業経営資金の確保 使用料総収入は、改定直後と5年後(短期的)も大差はない。 基本使用料設定がA-10案の方が高く設定されているため長期的(5年以上先)には減収率が低くなると見込まれる。		基本水量に係る分は水道(上記)と同じ 5年間の事業経営資金の確保 使用料総収入は、改定直後と5年後(短期的)も大差はない。 基本使用料設定がB-3案の方が高く設定されているため長期的(5年以上先)には減収率が低くなると見込まれる。				